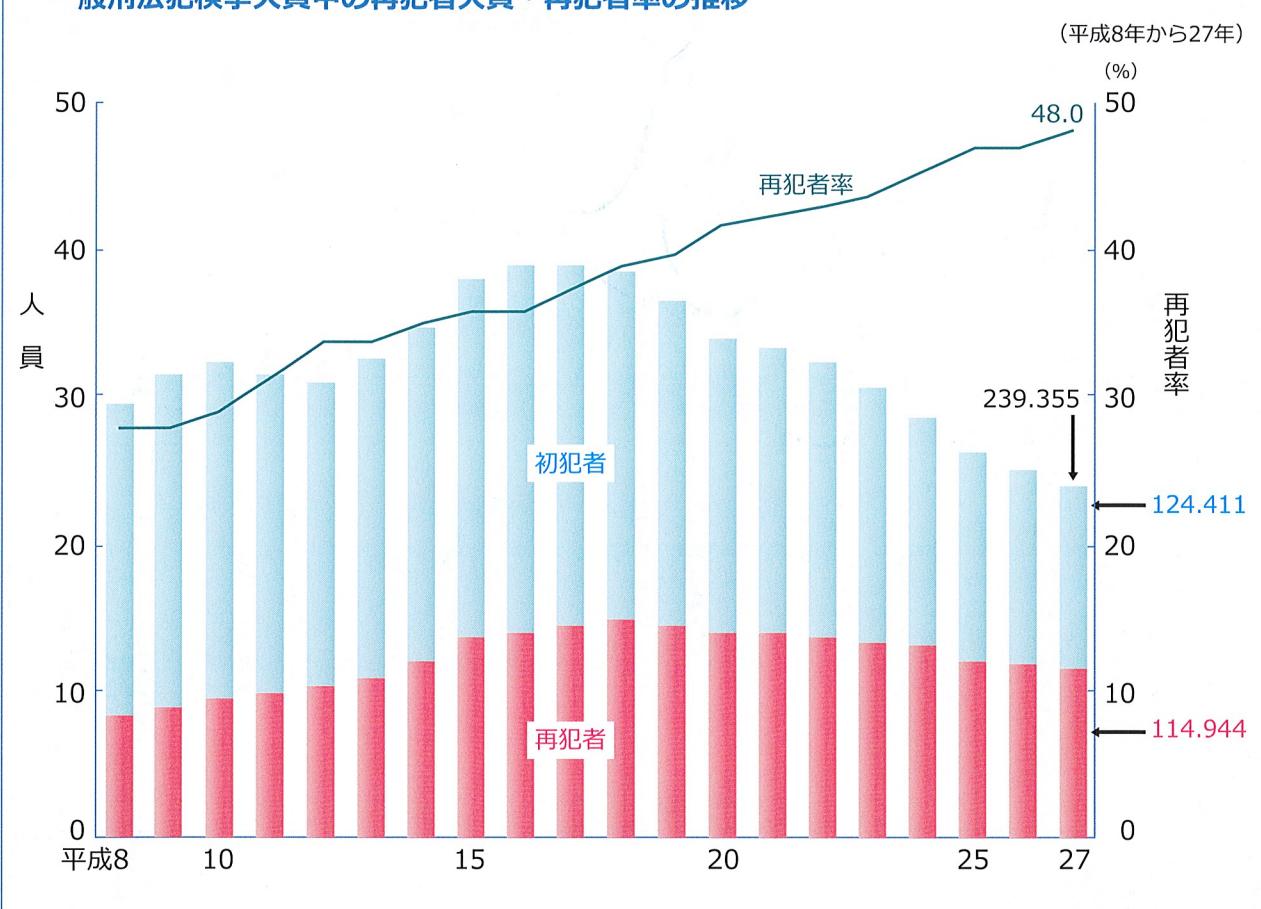


一般刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



当協会の収入状況		(平成28年度)
地方公共団体等補助金		2,007,700
助成金収入		1,233,000
寄附金収入		955,000
会費収入		3,655,000
財産収入・雑収入		324,507

当協会の役員			(平成30年度)
理事長	大道良夫	(株)滋賀銀行会長	
副理事長	北村嘉英	草津電機(株)会長	
副理事長	河本英典	綾羽(株)社長	
常務理事	津田正慎	県保護司会連合会会长	

当協会の主な事業内容		(平成28年度)
一時保護事業		
1 被保護者への金品給与費 (52件)		162,000
2 協力雇用主への身元保証費		1,140,000
連絡助成事業		
3 啓発活動		1,499,084
4 更生保護諸団体に対する助成		3,350,000
主な助成対象団体		
・滋賀県保護司会連合会		
・滋賀好善会（更生保護施設）		
・滋賀県更生保護女性連盟		
・滋賀県BBS連盟		

お問い合わせ先

更生保護法人 滋賀県更生保護事業協会
〒520-0044 大津市京町3丁目1番3号逢坂ビル3階
滋賀県更生保護ネットワークセンター内
TEL 077-524-9362

入会のご案内

—明るい社会を築くために—



人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク



犯罪や非行に陥った人たちの
更生を助けるために
「心」を温かく包み込む活動を！

更生保護法人
滋賀県更生保護事業協会

賛助会員募集について

近年の犯罪統計によりますと、犯罪や非行の件数は毎年減少している一方、検挙された者に占める再犯者の割合は年々上昇を続けています。こうした再犯者率増加の状況を改善すべく、平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行されました。また、昨年12月には、同法律に基づき、「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。この推進計画においても、計画を着実に実施するため、国、地方公共団体、そして民間が一体となって取り組むことが強調されています。



当協会の活動は、昭和14年に滋賀司法保護委員事業助成会として組織されたことにより開始されました。その後、社団法人として法人格を取得し、財団法人設立を経て、平成8年には特定公益増進法人に指定される更生保護法人となりました。この間、当協会は一貫して更生保護の関係諸団体に助成を行い、その活動を支援すること、また、研修や啓発活動を行うことなどによる、地域の更生保護の充実発展に貢献してまいりましたが、上述の立法と閣議決定、また、これらに表れている切実な社会的要請に応えるために、さらに安定した財政基盤の確保が必要となっていました。

つきましては、罪を犯した人たちの立ち直りを助けて、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための、更生保護事業についてご理解を賜り、当協会の賛助会員としてご加入いただきまして、ご支援くださいますよう、お願い申し上げます。

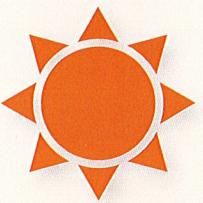
理事長 大道 良夫

地域でつくる安心安全な社会のために

当協会では、今後の更生保護事業の発展のため、賛助会員の募集を行い、ご寄附を募っておりますので、以下のことでご賛同いただきまして、ご協力を願いいたします。

- 賛助会員には特別賛助会員（年額1万円以上）、一般賛助会員（年額5千円以上）の種別があります。保護司は90%超の方が一般賛助会員です。
- 篤志者寄附につきましては、おおむね1回1万円以上の任意の額で承っております。
- 遺産の一部を当協会に遺贈していただくこともできます。
また、香典返しに代えてのご寄附もご相談ください。
- 個人が当協会に寄附をした場合は「寄附金控除」を受けられるほか、相続人が相続財産から寄附をした場合には、寄附をした相続財産分は原則として相続税の課税対象額から除外されます。
- 法人が当協会に寄附をした場合は「特定公益増進法人に対する寄附金」と認められ、更生保護に寄与する公益性の高さから、損金に算入できる限度額が拡大されます。
- 一定額以上のご寄附をしてくださった方は、たとえば次のような顕彰の対象として検討されます。
20万円以上～法務大臣感謝状 500万円以上（法人は1000万円以上）～紹介褒章

立ち直りを支える 「地域のチカラ」



罪を犯した人がもともと住んでいた街、その家族、取り巻く環境といった、個々の事情をよく知る地域の人々だからこそ、できることがあります。実際にたくさんの人々が関わり、立ち直ろうとする人を支えています。安心・安全な社会を実現するには、こうした更生保護の取組みが必要であり、

更生保護事業協会は、広く更生保護に携わる人々を支援しています。

